

# 令和6年度(2024年度)エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務

## (室蘭地域) (2) 処理要領

### 第1 目的

本業務は、北海道内においてエゾシカの生息数や農林業被害等がまだ高水準であることから、地域で行われている他の捕獲事業と連携し、鳥獣保護区などの地域内でエゾシカ捕獲が行われていない箇所での捕獲を道が行うことにより、事業実施地域周辺のエゾシカによる農林業及び生活環境に係る被害、生物多様性に及ぼす影響等を減少させる。

### 第2 業務内容及び実施方法

本業務では、事業実施地域における関係者や専門家からなる調整会議の助言を得ながら、鳥獣保護区等の他の捕獲事業が行われていない箇所において、捕獲事業を実施する。

なお、具体的な箇所及び捕獲手法、捕獲目標数等は別紙捕獲実施計画書によることとし、捕獲実施にあつては道が作成した「鳥獣保護区等規制地域におけるエゾシカ捕獲手法マニュアル」(以下、「捕獲手法マニュアル」という。)第7章から第10章に基づくほか、次のとおりとする。

#### 1 業務処理計画書及び従事者証交付申請書の提出

委託契約書第4条により提出する業務処理計画書には、業務の実施体制や従事者等の氏名・所属、処理日程、緊急時の連絡体制等を記載することとし、契約締結後速やかに業務担当員に提出すること。

また、従事者証の交付申請書(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、併せて提出すること。

#### 2 事前調査の実施

実施地域内において捕獲実施の候補地を複数選定し、現地踏査及び市町村や地元狩猟者等からの聞き取り、必要に応じ道が実施した自動撮影カメラによる事前調査の結果等によりエゾシカの出没状況等を把握し、より効果的な実施箇所を選定すること。調査にあつては事前に土地所有者や地元市町村と連絡調整を行い、円滑な実施に努めること。

#### 3 捕獲作業計画の策定

捕獲実施計画書及び事前調査の内容を踏まえ、業務担当員と確認・調整を行いながら捕獲作業計画を策定すること。捕獲作業計画においては、捕獲事業内容、安全管理体制、関連する法令・規制、捕獲個体の記録・処理方針等を記載すること。

なお、次の点に留意すること。

##### (1) 捕獲事業内容

猟法及び捕獲手法、実施位置、体制、回数、スケジュールなど実作業に関する具体的事項を記載すること。

なお、わなの設置期間等については次のとおりとする。

くくりわな計50基、20日以上(わなかかけ日数1,000日基以上)設置すること。

また、捕獲努力量に達成しない又は達しないことが見込まれる場合は、別途協議し、契約の変更を行う。その他詳細については、捕獲作業計画に基づき実施すること。

捕獲個体については、安全対策を行った上で電気止め刺し器により止め刺しを行うこと。(くくりわなで捕獲したエゾシカの止めさし手法に関する指針(ガイドライン)(平成31年3月)を参考とすること。)

##### (2) 安全管理体制

連絡体制や実施体制、緊急連絡体制図等を記載すること。また周辺住民等に対する周知体制、事故防止に向けた捕獲時の現地立ち入り規制体制を記載すること。

##### (3) 関連する法令・規制

関連する法令及び条例等に関し、必要な申請内容(申請先及び必要書類等)を記載すること。

##### (4) 捕獲個体の記録・処理方針

捕獲個体の記録方法について記載するとともに、有効活用に向けた対応方針を記載すること。

#### 4 調整会議での事業説明

実施地域において、道が開催する調整会議に出席し、地域の関係機関との調整及び地域住民等への安全管理の確保のため、作業計画について説明を行うこと。この時、作業計画に修正・変更などを求められた場合には、改めて業務担当者と協議を行い、適宜対応すること。

また、捕獲事業終了後に開催する調整会議に出席し、事業成果について説明を行うこと。

#### 5 捕獲の実施及び注意事項等

各地域において 3 で定めた捕獲作業計画に基づき捕獲を実施すること。なお、捕獲手法について捕獲実施状況等に応じ変更する必要があるときは、業務担当員と事前に協議すること。

道内各地にはエゾシカ生息状況調査のため首輪や耳標を付けて放獣された個体があるので、そうした個体については可能な限り捕獲の対象とはせず、わな猟で捕獲した場合には再放獣すること。エゾシカ以外の鳥獣について錯誤捕獲しないよう細心の注意を払うこと。万一錯誤捕獲があった場合には、原則として放獣すること。

ただし、事業実施地域では、特定外来生物であるアライグマが捕獲される可能性があることから、あらかじめ北海道知事(窓口：北海道胆振総合振興局環境生活課)から捕獲許可を得て、アライグマの捕獲があった場合には、適切に処分すること。

事業期間中に、実施地域において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 4 条第 3 項で定める国内希少野生動植物種を確認等した場合は、速やかに業務担当員に協議しその指示に従うこと。その場合、必要に応じ道が指定する専門家の助言を受けながら事業を実施しなければならないことがあるので留意すること。なお、専門家に対する費用については、道が負担する。

捕獲事業の終了後は、設置した工作物等がある場合は速やかに撤去するとともに、跡地を風致の保護上支障のないよう整理すること。

#### 6 捕獲個体の確認・記録

受託者は、捕獲した全ての個体について、捕獲者名、捕獲場所、捕獲手法、捕獲時の日時・天候、捕獲個体の状態、個体処分方法等を捕獲個体記録票(別紙様式 2)により記録すること。また記録票には、搬入確認で対応することがあらかじめ決定している場合を除き、次による捕獲個体等の証拠写真を添付すること。

- ・ 電気止め刺し器等で止め刺しを行った捕獲個体については、頭部を右側に置いて、赤色の油性スプレー等で耳から胴部を経由して尾の先までを塗布し、胴部に個体番号(通し番号)を記入すること。
- ・ 証拠写真は、捕獲者・捕獲個体・捕獲情報を記載したホワイトボード等を撮影することとし、データも併せて添付すること。
- ・ 撮影にあっては GPS 機能付きのカメラ(スマートフォンを含む)の使用に努めること。

捕獲個体の確認にあっては、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル」(R1.10.8 環境省自然環境局野生生物課長通知)に基づき振興局等が実施する確認作業(現地確認、処理先への搬入による確認、書類確認等)に協力すること。

現地確認を受ける場合は、捕獲のあった場所で立会し、業務担当員の指示を受け確認作業に協力すること。搬入確認の場合は、業務担当員と事前に協議し施設側から了解が得られた施設に搬入し、搬入施設が行う確認作業に協力すること。書類確認の場合は、証拠物として捕獲個体の尾を業務担当員に提出すること。

なお、搬入施設と受託者が同一法人の場合、搬入施設においてトレーサビリティ管理がされている場合に限り搬入確認を認めているが、この場合、受託者は捕獲個体確認書(別紙様式 3)により確認書を作成すること。

また、事業期間中、完了後に関わらず、道の要請に応じて捕獲個体のトレーサビリティ管理記録を開示すること。

#### 7 捕獲個体の処理

捕獲個体は、原則全頭回収し、事業実施地域近隣の一時養鹿施設、食肉処理施設、又はペットフード製

造施設等は無償譲渡し、食肉、ペットフード等への有効活用を最大限図ることとし、それ以外の捕獲個体については、受託者の費用負担において一般廃棄物として地元市町村の指導に従い適切に処理すること。

処理にあたっては、搬出、運搬、受入を行った記録を整理するとともに、有効活用事業者に引き渡した場合は有効活用事業者が作成した捕獲個体確認書（別紙様式 3）の写し、一般廃棄物処理の場合は処理伝票等を整理し、6の捕獲個体記録票に添付すること。

また、本業務における捕獲個体については、民間施設等で公平に利用されることとしていることから、これら以外の有効活用を望む者があった場合には、あらかじめ業務担当員に協議すること。ただし、受入先は、食肉利用の場合は、保健所から食品衛生法第 52 条第 1 項に基づく食肉処理業の営業許可を受けた施設であり、かつ、道が策定した「エゾシカ衛生処理マニュアル」等を踏まえて捕獲個体の衛生的な処理に努めている施設に引き渡すこととする。

なお、エゾシカ肉処理施設認証を受けている施設を優先するが、認証施設以外であっても、HACCP 等による衛生管理やトレーサビリティに取り組む施設での有効活用に配慮するものとする。

また、ペットフード利用の場合は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第 9 条第 1 項による届出を行っている事業者であることを要件とする。

## 8 作業日報の作成等

捕獲事業に係る各日の実施状況について、その日時や天候、従事者、作業内容及び捕獲状況について記載した作業日報を作成すること。捕獲個体があった場合は、「6 捕獲個体の記録」により整理すること。

なお、作業日報の様式については、別紙様式 4 を参考とすること。毎月末現在の捕獲状況等については、別紙様式 5 により業務担当員に報告すること。

また、別紙様式 6 により本事業による捕獲実績を取りまとめること。

また、捕獲状況等は業務担当員の指示に従い、適宜報告すること。

## 9 その他

### (1) 道との連絡調整

捕獲事業の着手時及び終了時において、業務担当員と打合せを実施すること。

また、荒天や災害等の発生により、やむを得ず業務の一部が遂行できない又は遂行できないことが見込まれる場合は、速やかに業務担当員と協議し、その指示に従うこと。

### (2) 安全管理体制の構築

3 の (2) で定めた安全管理体制に基づき、従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう、安全管理体制を構築すること。捕獲事業の実施にあたっては、あらかじめ捕獲場所、実施期間、捕獲手法を市町村等関係機関に周知するとともに、地域住民等に対してもチラシを配布するなどにより、周知を図ること。

また、捕獲事業の実施期間は、実施場所への入り口等に立入禁止看板を設置するなど必要に応じ関係者以外の立入を規制すること。

従事者のみならず、地域住民等の第三者の安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。特に、本業務は、冬期間にかけて実施されることから、事前に天候等の情報を入手し、移動時も含め事故等のないよう十分な装備と計画のもと実施すること。

## ア 腕章等の装着

捕獲事業の従事者又は事前調査で実施地域に入る者は、腕章等を装着するとともに、1 の申請により道が発行する従事者証を常に携帯すること。

## イ 除雪の実施

捕獲場所に通じる道路は、必要に応じて除雪を実施すること。

## ウ 関係法令の遵守

銃刀法、火薬類取締法、電波法（無線機を使用する場合）等、事業実施において関係する諸法令を遵守すること。

## 第 3 実績報告

### 1 実績報告書及び成果品の内容

委託契約書第 12 条第 1 項により、本業務を完了したときに提出する実績報告書は、別紙様式 7 により提

出すること。また、成果品は下記2に基づき作成し、電子データ及び撮影写真を保存した DVD-R 等を添付して提出すること。提出の際にはその内容を説明すること。

## 2 成果品の仕様・体裁等

成果品はA4版とし、北海道グリーン購入基本方針に基づいた用紙を使用して作成すること。

なお、写真、図面等はカラーとすること。

成果品の作成に当たっては、「捕獲手法マニュアル」第11章を参照のうえ、事前調査等の概要（エゾシカの生息状況やシカによる被害状況等、捕獲作業計画策定に至る経緯等）、捕獲作業の概要（捕獲結果、餌付けの効果や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点等）、捕獲個体の処理方法、「捕獲手法マニュアル」の活用状況・評価や改善提案等、その他事業実施全体にあつて支障となった点や要改善点等を記載すること。

また、事前調査の明細（調査日・調査場所毎の従事者数・調査内容等）、捕獲実施における明細（出猟日・出猟場所毎の従事者数・捕獲数及び処理の概要・シカ目撃数等）、処理日程、業務担当員及び関係者との協議や打合せの内容、作業日報、捕獲個体記録票を添付すること。成果品の作成にあつては**別紙様式8**を参考にすること。

捕獲事業の実施に伴い撮影した写真（写真内には日付、撮影対象、作業状況等が分かる情報を入れる。）は、成果品への使用の有無にかかわらず、DVD-R等に保存して提出すること。

なお、電子データは、Microsoft社 *Windows10* 形式で表示可能なものとし、作成するアプリケーションソフトについては、ワープロソフト *Just system* 社一太郎（ファイル形式は一太郎2018-2019以下）又はMicrosoft社 *Word*（ファイル形式は *Word2016* 以下）、表計算ソフト *Microsoft* 社 *Excel*（ファイル形式は *Excel2016* 以下）を使用し、画像については、BMP形式又はJPEG形式とする。

また、画像を除き、これらを「PDFファイル形式」に変換して保存し、DVD-R等及びその収納ケースには、事業年度及び業務名等をラベル等により付記すること。

## 3 納入期限

令和7年(2025年)3月25日(火)

提出は紙媒体(A4版)及び電子媒体(DVD-R等)によるものとする。

- (1) 令和6年度(2024年度)エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務(室蘭地域)(2)調査報告書 **1部**
- (2) 上記(1)の電子データ及び調査で作成した資料の電子データ **2部**

## 4 データ等の公開

業務の実施により得られた情報及び成果品等については、北海道の許可を得ることなく、公開又は他の業務等に利用してはならない。

## 第4 その他

本要領に疑義や業務を履行し難い事由が生じたとき又は記載のない細部については、業務担当員と速やかに協議し、その指示に従うこと。